

秋田県公報

目 次

告示

- 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(三三三・建設管理課)……………1
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(障害福祉課)……………2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(教育庁施設整備室)二件……………4

告 示

秋田県告示第三百十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、平成二十年度に県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格の内容、審査の方法等を次のとおり定めたので、同条第二項の規定に基づき、公示し、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十年秋田県告示第二百六十一号)は、これを取り消す。

平成二十年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 資格審査を行う建設工事の種類
 - (一) 一般土木工事
 - (二) 建築一式工事
 - (三) 吹付工事
 - (四) 電気工事
 - (五) 給排水暖冷房衛生設備工事
 - (六) 鋼構造物工事

建設工事の種類	総合評定値
一般土木工事	八二〇点
建築一式工事	八四〇点
吹付工事	六〇〇点
電気工事	七六〇点
給排水暖冷房衛生設備工事	七六〇点
鋼構造物工事	八一〇点
ほ装工事	八六〇点
一般塗装工事	六七〇点
路面標示工事	六九〇点
機械器具設置工事	五八〇点
電気通信工事	五六〇点

- (七) ほ装工事
 - (八) 一般塗装工事
 - (九) 路面標示工事
 - (十) 機械器具設置工事
 - (十一) 電気通信工事
 - (十二) 造園工事
 - (十三) さく井工事
 - (十四) 水道施設工事
- 二 特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格
- (一) 一に掲げる建設工事の種類に応じ、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていること。
 - (二) 資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。)による改正前の建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号。以下「旧規則」という。)に基づき算出された総合評定値(以下「旧基準による総合評定値」という。))の場合には当該旧基準による総合評定値とし、改正省令による改正後の建設業法施行規則(以下「新規則」という。)に基づき算出された総合評定値(以下「新基準による総合評定値」という。))の場合には当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める総合評定値以上であること。
- 三 資格審査の申請方法
- (一) 申請に必要な書類
 - (1) 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)
 - (2) 建設業許可申請書の別表(新規別記様式第一号の別表)
 - (3) 二(二)の総合評定値が記載された総合評定値通知書の写し
 - (4) 申請をする日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降の審査基準日に係る総合評定値通知書の写し(当該通知書が(3)に該当する場合は不要)
 - (5) (3)の総合評定値通知書に記載された審査基準日に係る工事経歴書及び(4)の総合評定値通知書に記載された審査基準日に係る工事経歴書(旧規則別記様式第二号の二又は新規別記様式第二号)
 - (二) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 - (三) 申請書用紙の交付場所及び問い合わせ先
 - 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県建設交通部建設管理課建設業班(電話番号〇一八八六〇一二四二五)
 - (四) 郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A四判用紙が入る返信用封筒(あて先を明記したもの)及び重量百五十グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。
 - (五) 申請書類の受付期間
 - 秋田県の休日を含め、平成二十年秋田県条例第二十九号)に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。
 - (六) 申請書類の提出方法
 - (三)に掲げる場所に持参すること。
 - (四) その他
 - 資格審査の公正を図るため、(一)に掲げる書類以外の資料等の提出を求めることがある。
 - (七) 資格者の決定等
 - (一) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者(以下「資格者」という。)を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登録するものとする。

造園工事	七三〇点
さく井工事	六三〇点
水道施設工事	七一〇点

公 告

- (二) 平成二十年度適用秋田県建設業者入札参加資格者名簿に記載されている者で、(一)の資格を満たしているものは、資格者とみなす。
- 五 資格の有効期間等
 - (一) 資格の有効期間
 - 資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。
 - (1) 平成二十一年三月三十一日
 - (2) 申請をする日の直前の審査基準日に係る総合評定値通知書における当該審査基準日から一年七月を経過した日
 - (二) 有効期間の延長
 - 平成二十一年三月三十一日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、同日まで資格の有効期間を延長することができる。
- 六 資格者の決定の取消し
 - 次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。
 - (一) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。
 - (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四に該当すると認められるとき。
- 七 申請事項の変更届
 - 資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号。以下「令」という。)第百六十七条の六第一項の規定により、公告し、平成二十年六月二十四日(第九百八十九号)掲載の秋田県公告(こども総合支援エリア(仮称)建築工事(A工区)に関する特定調達契約に係る一般競争入札の実施)は、これを取り消す。

平成二十年七月八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
 - (一) 工事項
 - こども総合支援エリア(仮称)建築工事(A工区)
 - (二) 工事場所
 - 秋田県秋田市上北手百崎地内
- (三) 工事内容

- (1) 病棟
 - 鉄筋コンクリート造二階建
 - 延べ面積 六、四二二平方メートル
- (2) 通園・診療棟
 - 鉄筋コンクリート造平屋建
 - 延べ面積 三、八五三平方メートル
- (3) 渡り廊下
 - 鉄筋コンクリート造平屋建
 - 延べ面積 二五平方メートル
 - 合計延べ面積 一〇、三〇〇平方メートル
- (四) 工期
 - 平成二十一年十二月十日まで
- (五) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。紙入札の承諾に関しては、秋田県障害福祉課療育機関再編班に承諾願を提出するものとする。
- 二 予定価格
 - 十四億八千七百二十四万五千二百円
 - (消費税及び地方消費税を含む)
- 入札に参加する者に必要な資格
- 三 次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。
 - (一) 共同企業体に関する要件
 - (1) 特定建設工事共同企業体による共同施工であること。
 - (2) (二)に定める構成員の要件を満たす者四者による自主結成であること。
 - (3) 共同企業体の各構成員の出資比率は十五パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。
- (二) 共同企業体の構成員に関する要件
 - ア 令第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。
 - イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三条の規定による特定建設業の許可(建築工事業)を受けていること。
 - ウ 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。
 - エ 建築一式工事について、請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第二十七条の二十三の規定による経営事項審査を受けていること。

- オ 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に記載されていること。
- カ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- キ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- (2) 代表者に必要な要件
 - ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。)による改正前の建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)に基づき算出された総合評定値(以下「旧基準による総合評定値」という。))の場合には当該旧基準による総合評定値とし、改正省令による改正後の建設業法施行規則に基づき算出された総合評定値(以下「新基準による総合評定値」という。))の場合は当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、八百八十点以上であること。
 - イ 過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積四、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限る。
 - ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(建築一式工事)及び監理技術者講習修了証を有する者(当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を本工事に技術者として専任で配置できること。
 - エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積二、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- (3) 代表者以外の構成員に必要な要件

- ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、旧基準による総合評定値の場合には当該旧基準による総合評定値とし、新基準による総合評定値の場合には当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、八百四十点以上であること。
- イ 過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積一、五〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限り。
- ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(建築一式工事)及び監理技術者講習修了証を有する者(当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限り。)を本工事に専任で配置できること。
- エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積一、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。
- 四 入札手続等
- (一) 担当部局
郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四一―一
秋田県健康福祉部障害福祉課療育機関再編班
電話〇一八八六〇一―三三五
- (二) 契約条項を示す場所
(一)に掲げる場所
- (三) 入札説明書の配布期間、場所及び方法
入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。
配布期間は平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までとする(サーバー停止時間を除く)。
ただし、前述の配布方法による入手ができない場合は、あらかじめ(一)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。
- (1) 配布期間

- 平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)。
- (2) 配布場所
(一)に掲げる担当部局
競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という)の提出期間、場所及び方法
電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までに行うこと(サーバー停止時間を除く)。なお、申請書及び資格確認資料が、一メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)の間に(一)に掲げる担当部局に持参すること。
- (五) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。
- (1) 電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年八月八日(金)午前九時から同月十九日(火)午後四時まで(サーバー停止時間を除く)。
- (2) 紙により持参の場合は、平成二十年八月二十日(水)午前十時。秋田県健康福祉部障害福祉課療育機関再編班まで持参すること。
- (3) 郵送(書留郵便に限る)による入札書の受領期限は、平成二十年八月十九日(火)午後四時。郵送先は、秋田県健康福祉部障害福祉課療育機関再編班。
開札は、平成二十年八月二十日(水)午前十時から秋田県健康福祉部会議室にて行う。
- 五 その他
(一) 入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

- (二) 見積内訳明細書の提出
入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。
なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めないのであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。
- (三) 入札の無効
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条各号に掲げる入札又は申請書もしくは資格確認資料に虚偽の記載をしたものの入札は、無効とする。
- (四) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格によつては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (五) 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除
(2) 契約保証金
請負代金額の百分の十以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては百分の三十以上)の金額とする。
- なお、納付方法等については、規則の規定による。
- (六) 手続きにおける交渉の有無 無
- (七) 契約書作成の要否 要
- (八) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (十) 関連情報を入手するための照会窓口
四(一)に掲げる部局
- (二) 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求

められる監理技術者等の要件と同一の要件（工事経歴に関する要件を除く。）を満たす者一名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

(三) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(四) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Subject matter of the contract: Construction work of the Children's Support Complex (temp. name) zone A
- 2 Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification: 3:00 p.m. 22 July, 2008
- 3 The date and time for the submission of tenders: 10:00 a.m. 20 August, 2008
- 4 Contact point for tender documentation: Welfare Division for the Disabled, Akita Prefecture Department of Health & Welfare 4-1-1 Sannou, Akita City, Akita Prefecture 010-8570 TEL018-860-1335

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七條の六第一項の規定により、公告し、平成二十年六月二十四日（第九百八十九号）掲載の秋田県公告（こども総合支援エリア（仮称）建築工事（B工区）に関する特定調達契約に係る一般競争入札の実施）は、これを取り消す。

平成二十年七月八日

秋田県知事 寺田 典城

一 入札に付する事項

- (一) 工事名
こども総合支援エリア（仮称）建築工事（B工区）
- (二) 工事場所
秋田県秋田市上北手百崎地内

(三) 工事内容

- (1) 管理棟
鉄筋コンクリート造二階建て
延べ面積 三、五五四平方メートル
 - (2) 聾学校(一)棟
鉄筋コンクリート造二階建て
延べ面積 一、六九七平方メートル
 - (3) 盲学校(一)棟
鉄筋コンクリート造二階建て
延べ面積 一、〇五一平方メートル
 - (4) 渡り廊下
鉄筋コンクリート造平屋建て
延べ面積 一九三平方メートル
- 合計延べ面積 六、四九五平方メートル

(四) 工期

平成二十二年一月二十九日まで

(五) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。紙入札の承諾に関しては、秋田県教育庁総務課施設整備室施設班に承諾願を提出するものとする。

二 予定価格

九億八千七百七十七万七千五百五十円
(消費税及び地方消費税を含む)

三 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(一) 共同企業体に関する要件

- (1) 特定建設工事共同企業体による共同施工であること。
- (2) (一)に定める構成員の要件を満たす者四者による自主結成であること。
- (3) 共同企業体の各構成員の出資比率は十五パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

(二) 共同企業体の構成員に関する要件

- (1) すべての構成員に必要な要件
ア 令第百六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条の規定による特定建設業の許可（建築工事業）を受けていること。

ウ 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。

エ 建築一式工事について、請負契約を締結する日の一年

七月前日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第二十七條の二十三の規定による経営事項審査を受けていること。

オ 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登録されていること。

カ 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

キ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 代表者に必要な要件

ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値（当該総合評定値が、建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。）による改正前の建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）に基づき算出された総合評定値（以下「旧基準による総合評定値」という。）の場合には当該旧基準による総合評定値とし、改正省令による改正後の建設業法施行規則に基づき算出された総合評定値（以下「新基準による総合評定値」という。）の場合は当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。）が、八百八十点以上であること。

イ 過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積四、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率二十パーセント以上のものに限り。

ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証（建築一式工事）及び監理技術者講習修了証を有する者（当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。）を本工事に技術者として専任で配置できること。

エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積二、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監

理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員に必要な要件

ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、旧基準による総合評定値の場合は当該旧基準による総合評定値とし、新基準による総合評定値の場合は当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、八百四十点以上であること。

イ 過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積一、五〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出资比例二十パーセント以上のものに限り。

ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(建築一式工事)及び監理技術者講習修了証を有する者(当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限り。)を本工事に専任で配置できること。

エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積一、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

四 入札手続等

(一) 担当部局

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三一一

秋田県教育庁総務課施設整備室施設班

電話〇一八八六〇一五一六

(二) 契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。

配布期間は平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までとする(サーバー停止時間を除く)。

ただし、前述の配布方法による入手ができない場合は、あ

らかじめ(一)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。

(1) 配布期間

平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)。

(2) 配布場所

(一)に掲げる担当部局

競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出期間、場所及び方法

電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までに行うこと(サーバー停止時間を除く)。なお、申請書及び資格確認資料が、一メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)の間に(一)に掲げる担当部局に持参すること。

(四) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。

(五) 電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年八月八日(金)午前九時から同月十九日(火)午後四時まで(サーバー停止時間を除く)。
(2) 紙により持参の場合は、平成二十年八月二十日(水)午前十時。秋田県教育庁総務課施設整備室施設班まで持参すること。

(3) 郵送(書留郵便に限る)による入札書の受領期限は、平成二十年八月十九日(火)午後四時。郵送先は、秋田県教育庁総務課施設整備室施設班。
開札は、平成二十年八月二十日(水)午前十時から秋田県教育庁総務課施設整備室にて行う。

五 その他
(一) 入札の方法
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課

税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提出すること。
なお、見積内訳明細書は、参考資料として提出を求めないのであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六条各号に掲げる入札又は申請書もしくは資格確認資料に虚偽の記載をしたものの入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格によつては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(五) 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
免除
(2) 契約保証金
請負代金額の百分の十以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては百分の三十以上)の金額とする。なお、納付方法等については、規則の規定による。

(六) 手続きにおける交渉の有無 無
(七) 契約書作成の要否 要
(八) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
(九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
(十) 関連情報を入手するための照会窓口
四(一)に掲げる部局

(二) 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」とい

う。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く。)を満たす者一名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

(三) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(四) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Subject matter of the contract: Construction work of the Children's Support Complex (temp. name) zone B

2 Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification: 3:00 p.m. 22 July, 2008

3 The date and time for the submission of tenders: 10:00 a.m. 20 August, 2008

4 Contact point for tender documentation: Facility Maintenance Office, Akita Prefectural Board of Education 3-1-1 Samnou, Akita City, Akita Prefecture 010-8580 TEL018-860-5116

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六十七條の六第一項の規定により、公告し、平成二十年六月二十四日(第九百八十九号)掲載の秋田県公告(こども総合支援エリア(仮称)建築工事(C工区)に関する特定調達契約に係る一般競争入札の実施)は、これを取り消す。

平成二十年七月八日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する事項

(一) 工事名

こども総合支援エリア(仮称)建築工事(C工区)

(二) 工事場所

秋田県秋田市上北手百崎地内

(三) 工事内容

(1) 総合養護学校棟 鉄筋コンクリート造平屋建て(一部鉄骨造)

(2) 小体育館棟 鉄筋コンクリート造平屋建て(一部鉄骨造) 延べ面積 四、四四九平方メートル

(3) 大体育館・食堂棟 鉄筋コンクリート造二階建て(一部鉄骨造) 延べ面積 一、一七九平方メートル

(4) 寄宿舎棟 鉄筋コンクリート造二階建て 延べ面積 一、六三三平方メートル

(5) 渡り廊下 鉄筋コンクリート造平屋建て 延べ面積 七六平方メートル

合計延べ面積 九、一八一平方メートル

(四) 工期

平成二十二年一月二十九日まで

(五) 本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えるものとする。紙入札の承諾に関しては、秋田県教育庁総務課施設整備室施設班に承諾願を提出するものとする。

二 予定価格 十四億九千五百七十七万五千四百円(消費税及び地方消費税を含む)

三 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を満たし、本工事に係る入札参加資格の確認を受けた者であること。

(一) 共同企業体に関する要件 (1) 特定建設工事共同企業体による共同施工であること。

(2) (二)に定める構成員の要件を満たす者四者による自主結成であること。

(3) 共同企業体の各構成員の出資比率は十五パーセント以上であり、かつ、代表者の出資比率が構成員中最大であること。

(二) 共同企業体の構成員に関する要件 (1) すべての構成員に必要な要件

ア 令第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三條の規定による特定建設業の許可(建築工事業)を受けていること。

ウ 秋田県建設工事入札参加者指名停止基準に基づく指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札の日までの間受けていないこと。

エ 建築一式工事について、請負契約を締結する日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に建設業法第二十七條の二十三の規定による経営事項審査を受けていること。

オ 秋田県一般競争入札参加者名簿の建築一式工事に登録されていること。

カ 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

キ 本工事の入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 代表者に必要な要件 ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、建設業法施行規則の一部を改正する省令(平成二十年国土交通省令第三号。以下「改正省令」という。))による改正前の建設業法施行規則(昭和二十四年建設省令第十四号)に基づき算出された総合評定値(以下「旧基準による総合評定値」という。))の場合には当該旧基準による総合評定値とし、改正省令による改正後の建設業法施行規則に基づき算出された総合評定値(以下「新基準による総合評定値」という。))の場合は当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、八百八十点以上であること。

資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を本工事に技術者として専任で配置できること。

エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積二、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員に必要な要件

ア 建築一式工事について、資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値(当該総合評定値が、旧基準による総合評定値の場合は当該旧基準による総合評定値とし、新基準による総合評定値の場合は当該新基準による総合評定値又は当該新基準による総合評定値の審査基準日の直前の審査基準日に係る旧基準による総合評定値とする。)が、八百四十点以上であること。

イ 過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積一、五〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事を元請けとして施工した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出资比例二十パーセント以上のものに限る。

ウ 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有し、かつ、監理技術者資格者証(建築一式工事)及び監理技術者講習修了証を有する者(当該入札参加者と入札参加資格確認申請期限の日以前に三月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。)を本工事に専任で配置できること。

エ ウに掲げる技術者は、過去に鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で延べ面積一、〇〇〇平方メートル以上の建築物の建築一式工事において監理技術者又は主任技術者として専任で従事した経験を有する者であること。

四 入札手続等

(一) 担当部局

郵便番号〇一〇一八五八〇 秋田市山王三一一一

秋田県教育庁総務課施設整備室施設班

電話〇一八八六〇一五一一六

契約条項を示す場所

(一)に掲げる場所

(三) 入札説明書の配布期間、場所及び方法

入札説明書を電子入札システムの入札情報サービスにより配布する。

配布期間は平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までとする(サーバー停止時間を除く)。

ただし、前述の配布方法による入手ができない場合は、あらかじめ(一)に掲げる担当部局に連絡を行った上で、次に掲げる期間、場所にて配布する。

(1) 配布期間

平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)。

(2) 配布場所

(一)に掲げる担当部局
競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)の提出期間、場所及び方法
電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年七月八日(火)午前九時から同月二十二日(火)午後三時までに行うこと(サーバー停止時間を除く)。なお、申請書及び資格確認資料が、一メガバイトを超える場合の提出方法については、入札説明書による。また、発注者の承諾を得て持参する場合は、平成二十年七月八日(火)から同月二十二日(火)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前九時から午後五時まで(最終日は午後三時まで)の間に(一)に掲げる担当部局に持参すること。

(四) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法
入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参又は郵送すること。

(1) 電子入札システムにより提出する場合は、平成二十年八月八日(金)午前九時から同月十九日(火)午後四時まで(サーバー停止時間を除く)。
(2) 紙により持参の場合は、平成二十年八月二十日(水)午前十時。秋田県教育庁総務課施設整備室施設班まで持参すること。

(3) 郵送(書留郵便に限る)による入札書の受領期限は、平成二十年八月十九日(火)午後四時。郵送先は、秋田県教育庁総務課施設整備室施設班。
開札は、平成二十年八月二十日(水)午前十時から秋田県教育庁総務課施設整備室にて行う。

五 その他

(一) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 見積内訳明細書の提出

入札者は、第一回の入札に際し、数量、単価及び金額を明らかにした見積内訳明細書(設計図書における本工事費内訳書に準じた内容のものとする。)を提示すること。
なお、見積内訳明細書は、参考資料として提示を求めないのであり、入札及び契約上の権利義務を生ずるものではない。

(三) 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十六各号に掲げる入札又は申請書もしくは資格確認資料に虚偽の記載をしたものの入札は、無効とする。

(四) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札をしたものを落札者とする。ただし、落札者となるべきものの入札価格によつては、そのものにより当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はそのものと契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不相当であると認められるときには、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(五) 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金
免除
(2) 契約保証金
請負代金額の百分の十以上(低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては百分の三十以上)の金額とする。なお、納付方法等については、規則の規定による。

(六) 手続きにおける交渉の有無 無
(七) 契約書作成の要否 要
(八) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(九) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
(十) 関連情報を入力するための照会窓口 無
四(一)に掲げる部局

(二) 監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の専任配置が義務付けられている工事において、低入札価格調査を経て契約を締結する場合は、本工事において求められる監理技術者等の要件と同一の要件(工事経歴に関する要件を除く。)を満たす者一名を、監理技術者等とは別に専任で配置しなければならない。

なお、増員配置される技術者は、施工中、監理技術者等を補助し、監理技術者等の職務と同様の職務を行うものとする。

また、当該技術者を配置することとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者等の通知と同様に契約担当者あて通知しなければならない。

(三) この公告に係る契約は、秋田県議会において、当該契約に係る議案が可決されたときをもって締結する。

(四) その他詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Subject matter of the contract: Construction work of the Children's Support Complex (temp. name) zone C

2 Time-limit for the Submission of application forms and relevant documents for the qualification: 3:00 p.m. 22 July, 2008

3 The date and time for the submission of tenders: 10:00 a.m. 20 August, 2008

4 Contact point for tender documentation: Facility Maintenance Office, Akita Prefectural Board of Education 3-1-1 Sannou, Akita City. Akita Prefecture 010-8580 TEL018-860-5116

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五
E-mail:matsubar@matubarahnsatsu.co.jp

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄